富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果 （令和 8年 9月分・令和 8年10月分）
採取場所 ： 水質監視槽出口

検査項目、分析項目				単位	検査結果		排水基準※1
					9月分	10月分	
採取年月日				（令和. 年. 月）	08.09.10	08.10.09	
検査結果確定日				（令和. 年. 月）	08.10.07	08.11.05	
水質検査結果	有害物質関係	1	カドミウム及びその化合物	（mg/L）	＜0.001	＜0.001	0.01以下
		2	シアン化合物	（mg/L）	＜0.1	＜0.1	検出されないこと
		3	有機燐化合物	（mg/L）	＜0.1	＜0.1	検出されないこと
		4	鉛及びその化合物	（mg/L）	＜0.01	＜0.01	0.1以下
		5	六価クロム化合物	（mg/L）	＜0.005	＜0.005	0.05以下
		6	砒素及びその化合物	（mg/L）	＜0.005	＜0.005	0.05以下
		7	総水銀 ※2	（mg/L）	＜0.0003	＜0.0003	0.0005以下
		8	アルキル水銀	（mg/L）	＜0.0003	＜0.0003	検出されないこと
		9	PCB	（mg/L）	＜0.0005	＜0.0005	検出されないこと
		10	トリクロロエチレン	（mg/L）	＜0.01	＜0.01	0.1以下
		11	テトラクロロエチレン	（mg/L）	＜0.01	＜0.01	0.1以下
		12	ジクロロメタン	（mg/L）	＜0.02	＜0.02	0.2以下
		13	四塩化炭素	（mg/L）	＜0.002	＜0.002	0.02以下
		14	1,2-ジクロロエタン	（mg/L）	＜0.004	＜0.004	0.04以下
		15	1,1-ジクロロエチレン	（mg/L）	＜0.1	＜0.1	1以下
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン	（mg/L）	＜0.04	＜0.04	0.4以下
		17	1,1,1-トリクロロエタン	（mg/L）	＜0.3	＜0.3	3以下
		18	1,1,2-トリクロロエタン	（mg/L）	＜0.006	＜0.006	0.06以下
		19	1,3-ジクロロプロペン	（mg/L）	＜0.002	＜0.002	0.02以下
		20	チウラム	（mg/L）	＜0.006	＜0.006	0.06以下
		21	シマジン	（mg/L）	＜0.003	＜0.003	0.03以下
		22	チオベンカルブ	（mg/L）	＜0.02	＜0.02	0.2以下
		23	ベンゼン	（mg/L）	＜0.01	＜0.01	0.1以下
		24	セレン及びその化合物	（mg/L）	＜0.01	＜0.01	0.1以下
		25	ほう素及びその化合物	（mg/L）	3.2	2.8	230以下
		26	ふっ素及びその化合物	（mg/L）	2.4	1.8	15以下
		27	アンモニア等化合物 ※3	（mg/L）	2.2	2.0	100以下
		28	1,4-ジオキサン	（mg/L）	＜0.05	＜0.05	0.5以下
		ー	ダイオキシン類 ※4	（pg-TEQ/L）	0.075		10以下 ※5
	有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	（ー）	7.4	7.6	5.0～9.0
		2	生物化学的酸素要求量	（mg/L）	＜1	1	10以下 ※6
		3	化学的酸素要求量	（mg/L）	6.3	7.1	10以下
		4	浮遊物質量	（mg/L）	＜2	＜2	20以下
		5	鉱油類含有量	（mg/L）	＜2	＜2	2以下
		6	動植物油脂類含有量				
		7	フェノール類含有量	（mg/L）	＜0.05	＜0.05	0.5以下
		8	銅含有量	（mg/L）	＜0.05	＜0.05	1以下
		9	亜鉛含有量	（mg/L）	＜0.05	＜0.05	1以下
		10	溶解性鉄含有量	（mg/L）	＜0.05	＜0.05	1以下
		11	溶解性マンガン含有量	（mg/L）	＜0.05	＜0.05	1以下
		12	クロム含有量	（mg/L）	＜0.05	＜0.05	0.5以下
		13	大腸菌数	（CFU/mL）	＜80	＜80	800以下
		14	窒素含有量	（mg/L）	3.9	2.8	60以下
		15	燐含有量	（mg/L）	0.02	0.03	8以下

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。
※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。
※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。
※4 検査試料採取日「令和 8年 7月 1日」、検査結果確定日「令和 8年 7月24日」のものです。
※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平12 総・厚3）「維持管理の基準」に定める排水基準値です。
※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。